

保護者様

京都市立稲荷小学校  
校長 吉山 茂樹

## 気象情報及び地震に対する 非常措置についてのお知らせ

京都市(「京都市南部」または「京都・亀岡地域」と報道される場合もあります。)に特別警報・暴風警報が発令された場合や京都市において震度5弱以上の地震が起こった場合には、下記のような措置をとります。ご家庭でも、テレビ・インターネット等の情報に御注意をお願いします。

### 【始業前に「暴風警報」が発令された場合】

1. 午前7時までに解除になった場合……………いつも通りに登校 平常授業(給食あり)
2. 午前9時までに解除になった場合……………3校時から始業(給食あり)
3. 午前11時までに解除になった場合……………5校時から始業(給食は中止)
4. 午前11時現在「暴風警報」発令中の場合……………臨時休業

### 【帰宅後の過ごし方】

外出をしない等、帰宅後の過ごし方についても話し合っておいてください。

\*電話によるお問い合わせはご遠慮下さい。

(電話がふさがって緊急の連絡が出来ませんので、ご協力をお願いします。)

\*PTAのメール配信でもお知らせします。

### 【特別警報が発令された場合】

- 1 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 2 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 5校時から始業(給食は中止)
  - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- 3 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

## 【地震発生時】

(1)震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 下校後、深夜0時まで発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、メール配信・ホームページ・緊急電話連絡等により、連絡します。

(2)臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

## 「大雨」警報、洪水警報が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページや PTA メール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

(特に、全市的に避難勧告や避難指示(緊急)が発令された場合などを想定しています。)

## 在校中に発生した場合

在校中に警報等が発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

また、京都市では、震度5弱以上の地震が起こった場合は、必ず「引き渡し」をすることになっております。

\*「引き渡し」・・・「家庭環境調査票」にてお届けいただいている「引き取り者」の方に学校にて子どもを確実に引取りいただくこと。「引き取り者」の委任状を持った代理の方も可。

【稲荷小学校HP QRコード】

【稲荷PTAメール登録用アドレス・QRコード】

[www.kyoto-pta.jp/sho-p/inari/m19.html](http://www.kyoto-pta.jp/sho-p/inari/m19.html)

